

高所通行支障木剪定等作業（その3）仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所
(担当 管理係 森、岩城 075-572-8465)

1. 件名

高所通行支障木剪定等作業（その3）

2. 目的

京都市東部山間埋立処分地の搬入道路（延長約5km）は、市内各クリーンセンターから焼却灰等を運搬するための搬入車両等が日々通行している。

この搬入道路に沿う地山から生育する樹木の枝が車両の通行区域内に侵入し、安全な通行の支障となっている箇所があるため、道路及び橋梁路面から高さ12m程度の範囲まで高所作業車（トラック式、バケット型）を使用して支障木の剪定作業を行い、適切な維持管理を行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約日から令和8年3月13日まで

4. 作業日時

(1) 作業日：令和8年3月6日（金）

(2) 作業時間：9時から16時30分まで

（12時から13時まで休憩）

(3) 暴風雨や大雨等、作業が危険と予想される場合は前日までに中止順延を決定し、契約期間内（概ね1箇月以内）の代替日を指定する。

ただし、土砂流出等による搬入道路の通行止め等、不慮のトラブルにより当日に入場ができない場合も順延とし、契約期間内で代替日を指定する。

5. 作業場所

京都市伏見区醍醐北谷2-1番地他（別添図参照）

6. 作業数量

(1) 高所作業車（最大地上高12m以上）による高所支障木剪定作業

日数 : 1日（作業日は指定）

オペレーター : 1人

作業員 : 1人以上

(2) 延長L=2km（道路両側）

(3) 交通誘導員は不要とする。また、剪定した樹木の処分費は含まない。

7. 技術者の配置

- (1) 高所作業車（12m以上）の運転（道路上を走行させる運転を除く）は、高所作業車運転技能講習を修了した者が行うこと。
- (2) 剪定作業中には、下記の資格のうちいずれかを有する者を剪定作業責任者として配置すること。
 - (ア) 緑地樹木剪定士（一般財団法人 日本造園建設業協会認定資格）
 - (イ) 街路樹剪定士（一般財団法人 日本造園建設業協会認定資格）
- (3) 上記を確認するため、講習修了書及び各認定書の写しを提出すること。

8. 作業内容

- (1) 指定日時に、指定規格以上の高所作業車（自家用車又は賃貸車）、剪定作業に必要な器材等を調達のうえ、午前9時までに埋立事業管理事務所に来所し、入場用カードの交付を受けること。
- (2) 搬入道路内において、発注者が指定する場所に高所作業車を運転移動し、リフトを使用するための準備（車止め、アウトリガーの設置等）を行うこと。
- (3) 発注者が指定する場所の高所の支障木剪定等の作業を行うこと。
- (4) 16時30分に作業を完了し、埋立事業管理事務所に入場用カードを返却すること。
- (5) 作業写真、完了報告書及び請求書を提出すること。

9. 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

10. その他

- (1) 作業で発生した枝葉は、長さ1m程度に切断したうえ、搬入道路沿道で発注者の指定する場所へ人力で集積すること。
- (2) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。
- (3) 安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (4) 原則として搬入停止日での作業とするので、焼却灰等を運搬する車両は通行しないが、管理事務所の管理車両は通行するため、通行止めとなるような占用形態での作業は禁止する。